

船舶事故調査報告書

令和元年 11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月25日 19時29分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港水島地区 水島港西1号防波堤灯台から真方位351° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 29.9′ 東経133° 43.7′)
事故の概要	油タンカー ^{キョウウヤン スターズリー} KEOYOUNG STAR 3 は、離棧作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年7月1日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー KEOYOUNG STAR 3 (大韓民国籍)、1,826トン
船舶番号、船舶所有者等	9798090 (IMO番号)、KEOYOUNG SHIPPING CO.,LTD
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、一級航海士免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：19時22分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか11人（インドネシア共和国籍6人、大韓民国籍2人、ミャンマー連邦共和国籍2人、中華人民共和国籍1人）が乗り組み、水島港水島地区の企業棧橋（以下「本件棧橋」という。）から係留索、主機及び舵を使用して離棧作業を行い、船長が本船と本件棧橋との距離が十分確保できたので、微速力前進とし、約30m前進したところ、船首方の浅瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首が約3.4m、船尾が約5.0mであった。 船長は、着棧中に本件棧橋は約300mの直線構造であり、離棧作業が容易だと考えていた。 船長は、本件棧橋周辺海域の水路調査を行っていなかった。
分析	本船は、離棧作業中、船長が本件棧橋周辺海域に浅瀬が存在をすることを知らずに離棧作業を続けたことから、船首方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が離棧作業中、船長が本件棧橋周辺海域に浅瀬が存在をすることを知らずに離棧作業を続けたため、船首方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行海域の水路調査を行うこと。